

社団法人日本建築士会連合会 専攻建築士制度規則

第1章 総則

(総則)

第1条 社団法人 日本建築士会連合会(建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2項の建築士会連合会をいう。以下「本会」という。)が、建築士(建築士法第2条第1項の建築士をいう。以下同じ。)の専攻領域及び専門分野の表示を認定・登録するものを、専攻建築士制度(以下「本制度」という。)と称する。

(目的)

第2条 本制度は、消費者保護の立場から建築士が自らの専攻領域、専門分野と、その知識、技能を社会に明示し、建築士の業務責任の明確化を図ろうとするものである。併せて、建築士法第22条「建築士の知識と技能の維持向上の努力義務」を果たし、かつ、第22条の2第3項に定める「建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資する」ことを目的とする。

(定義)

第3条 専攻建築士は、建築士免許取得後、一定の実務経歴を有する者で、専攻領域に関わる所定の実務実績を有し、かつ、本会及び建築士会(建築士法第22条の2第2項の建築士会をいう。)で定める継続能力開発制度に基づく研修等を履修した者であって、専攻建築士審査評議会及び専攻建築士認定評議会が認める者をいう。

(申請資格)

第4条 本制度への登録は、次のいずれかに該当する建築士でなければ申請することはできない。

- 1 建築士会の正会員
- 2 本会と本制度について合意協定等を締結した建築関係団体(以下、合意協定団体という。)の会員で、建築士会が認めた者。

(専攻領域・専門分野)

第5条 本制度の専攻領域は、次の8領域とする。

まちづくり、設計、構造設計、環境設備設計、生産、棟梁、法令、教育研究
なお、3領域を限度に、複数の領域を表示することができる。

- 2 専門分野は、別表1に掲げる専攻領域の区分に応じ、専攻建築士審査評議会及び専攻建築士認定評議会が認めた場合に3つの分野を限度に表示することができる。ただし、専攻領域内における専門的な役割が社会的に定着した分野については次の各号による。この場合、専門分野は3つを超えることができる。

- (1) 環境設備設計専攻は、必ず次のいずれかの専門分野を表示しなければならない。
- ・空調設備，給排水衛生設備，電気設備
- (2) 生産専攻は、次のいずれかの専門分野に該当する場合は必ず表示しなければならない。
- ・建築施工管理，設備施工管理，積算
 - ・診断・改修，工事監理

別表1 専攻領域別専門分野

まちづくり	都市デザイン、景観計画、都市計画、再開発、区画整理、ユニバーサルデザイン、防災まちづくり、まちづくりコーディネーター、まちづくりアドバイザー、街並み保存・修景、まちづくり行政
設計	戸建住宅、集合住宅、医療施設、福祉施設、教育施設、生産施設、商業施設、業務施設、文化施設、宗教施設、鉄道施設、宿泊施設、物流施設、スポーツ施設、漁業関連施設、社寺建築、数奇屋造、伝統建築保護修復、ランドスケープ、ファシリティマネージメント、プロジェクトマネージメント、コンストラクションマネージメント、積算、リフォーム、診断・改修、農業関連施設
構造設計	耐震診断・補強
環境設備設計	空調設備、給排水衛生設備、電気設備 ----- 省エネルギー、情報システム
生産	建築施工管理、設備施工管理、積算、診断・改修、工事監理 ----- 戸建住宅、集合住宅、維持管理、リフォーム、アスベスト診断・改修、プレカット コンストラクションマネージメント、鉄骨工作図、確認申請代行、鑑定書等作成
棟梁	社寺仏閣建築、数奇屋造、伝統型木造住宅、古民家診断・改修・再生等、茅葺合掌造改修
法令	建築確認・検査、性能評価、保証検査、建築紛争調停、特定行政庁等業務、建築相談、鑑定書等作成
教育研究	設計、構造、環境設備、材料・施工、福祉工学、建築計画、都市計画、建築史

第2章 審査、認定・登録機関

(審査、認定・登録機関)

第6条 本制度の審査及び認定・登録のための機関として、建築士会に専攻建築士審査評議会(以下「審査評議会」という。)を設け、本会に専攻建築士認定評議会(以下「認定評議会」という。)を設ける。

両評議会の業務、組織等については、建築士会の専攻建築士審査評議会運営規定及び専攻建築士認定評議会運営規程に定める。

第3章 申請、審査、認定・登録、更新

(申請)

第7条 専攻建築士の認定・登録を受けようとする建築士は、専攻建築士審査、認定・登録基準に基づき、事務要領に定める書式により、所属する建築士会に申請する。

(審査)

第8条 審査評議会は、受理した申請を「専攻建築士審査、認定・登録基準」に照らして審査し、これに該当すると認める者を適合者とし、建築士会会長に報告する。

2 建築士会会長は、その審査結果を以って本会に認定申請する。

(認定)

第9条 認定評議会は、認定申請を受け、その審査経過及びその判断に基づき適合者を認定し、本会会長に報告する。

(登録)

第10条 本会は、認定された専攻建築士を、専攻建築士名簿(以下「名簿」という)に登録する。名簿記載事項は、専攻建築士登録番号、氏名、生年月日、建築士免許級別・建築士免許登録番号、専攻建築士登録年月日、有効期限、専攻領域、専門分野とする。

(認定・登録報告)

第11条 本会は、名簿に登録したことを、建築士会会長に報告する。

(登録証等の交付)

第12条 以上の手続き終了後、本会会長及び建築士会会長の連名による専攻建築士登録証及び登録証カード並びに専攻建築士徽章を建築士会を経て、当該専攻建築士に交付する。

(名簿)

第13条 名簿は、本会及び建築士会の事務局に常備し、管理するとともに公開に供する。

(登録事項の変更)

第14条 専攻建築士名簿の登録事項に変更があった場合は、本人またはその代理人は、その旨を建築士会会長に届け出るものとする。

(登録証の再交付)

第15条 専攻建築士が、次のいずれかに該当するに至った場合、登録証の再交付を申請することができる。

- (1) 登録証の記載事項に変更があった場合
- (2) 止むを得ない事情で登録証を汚損または紛失した場合

(登録の抹消)

第16条 専攻建築士が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合、審査評議会・建築士会及び認定評議会の議を経て、当該専攻建築士の登録を抹消するものとする。

- (1) 専攻建築士登録期間が満了したとき。
- (2) 第7条による申請後、その申請内容に反した事実が判明したとき
- (3) 建築士会定款または倫理規定に抵触し、建築士会を除名されたとき
- (4) 建築士会または合意協定団体を退会したとき
- (5) 死亡または失踪の宣告を受けたとき
- (6) 専攻建築士としての適格性に欠けると判断されたとき

(不服の申立て)

第17条 専攻建築士は、前条の抹消等について不服のあるときは、審査評議会及び建築士会の議を経て、認定評議会に対して不服の申立てをすることができる。

(登録更新)

第18条 登録した専攻建築士の有効期間は5年とし、有効期間内に、「登録更新 審査、認定基準」に基づき更新手続きを経た者は、登録を更新することができる。

(専攻建築士経歴証)

第18条の2

登録更新にあたり「登録更新審査、認定基準」を満たさない専攻建築士は CPD 制度参加登録証を添えて、「専攻建築士経歴証」の交付を事務要領に定める書式により、所属する建築士会を経て本会に申請することができる。

- (1) 「専攻建築士経歴証」の交付について、建築士会は審査評議会に、本会は認定評議会に報告しなければならない。
- (2) 専攻建築士経歴証の有効期間は5年とし更新ができる。
- (3) 「専攻建築士経歴証」の登録については、第10条の規定を準用する。
- (4) 第13条、第14条、第15条、第16条((1)(2)(6)を除く)、第20条の規定を準用する。

第4章 運 営

(運 営)

第 19 条 本制度を運営するために、本会は専攻建築士制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設け、次の業務を行う。

- (1) 専攻建築士制度の促進・普及活動に関する事項
- (2) 審査基準、認定・登録基準及び登録更新等に関する事項
- (3) 専攻領域・限定表示及び専門分野の検討並びに基準に関する事項
- (4) 登録証及び登録証カード、経歴証カードの発行に関する事項
- (5) 本会及び建築士会相互の情報伝達並びに調整に関する事項
- (6) 専攻建築士の登録及びその管理に関する事項
- (7) その他、この制度に関し必要な事項

2 運営委員会は、次の構成による。

- (1) 委員長を含め 11 名以内の委員をもって組織する
- (2) 正会員の構成員をもって組織する
- (3) 委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する
- (4) 委員の任期は、2 年とし再任を妨げない
- (5) 委員会が必要と認めた場合、委員の互選により、副委員長を置くことができる
- (6) 委員長は、特に必要が生じた場合、本会細則の規定により委員会内に専門部会を設けることができる

(経 費)

第 20 条 専攻建築士は、本会理事会で定めた審査費、認定・登録費、登録証再交付費、登録更新費及びその他この制度に関わる費用を建築士会に納入しなければならない。

(建築関係団体との連携)

第 21 条 本会並びに建築士会は、この制度に関し、建築関係団体と常に情報交換、協議を行い、協力して本制度の理解と普及に努める。

- 2 合意協定団体となった場合、その団体の所属会員と、専攻建築士制度の領域、専門分野に関する取り扱いは、別に団体ごとに協議し定める。

第5章 雑 則

(本規約に定める以外の事項)

第 22 条 以下の事項は、別に定める。

- (1) 専攻建築士認定評議会運営規程
- (2) 専攻建築士審査評議会運営規程(標準案)
- (3) 専攻建築士審査、認定・登録基準
- (4) 専攻建築士登録更新審査、認定基準
- (5) 専攻建築士事務要領
- (6) その他必要事項

(規約の制定・改廃)

第 23 条 この規則の制定、改廃及び前条(6)を定めるときは、本会の理事会の議を経なければならない。

(名称の使用禁止)

第 24 条 専攻建築士でない者は、専攻建築士又は専攻建築士と紛らわしい名称を用いてはならない。

(事務の分掌)

第 25 条 専攻建築士制度に関する事務は、次のとおりとする。

- (1) 専攻建築士の申請に係わる申請書の配布、申請の受付及び審査等に関する事務は、建築士会が行う。
- (2) 専攻建築士の認定・登録事務並びに登録証及び登録証カード等の発行等に関する事務は、本会が行う。

(守秘義務)

第 26 条 審査及び認定・登録に係わる者及び事務に係わる者は、当該業務において知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

附 則

この規約は、第 418 回定例理事会・士会長合同会議の議決により、平成 15 年 10 月 23 日から施行する。

附 則

(限定表示他)

この改定は、第 425 回定例理事会の議決により、平成 17 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

(規約、規則の統合による規則の改定及び規約の廃止)

この改定は、第 426 回定例理事会・士会長の議決により、平成 17 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

(規則、審査、認定・登録基準の重複箇所等整理による改編)

この改定は、第 433 回定例理事会の議決により、平成 18 年 10 月 19 日から施行する。

附 則

(規約、規則の改定及び規約の廃止)

1 条 この改定は、第 443 回定例理事会の議決により、平成 20 年 10 月 24 日から施行する。

(限定表示に関する経過措置)

2 条 第 5 条 2 項の規定の際に現に同条同項の改正前の規定により表示されている限定表示については改正後の規定により認定された専門分野とみなす。